

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こうのとり福祉会（以下「本法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
- (2)非常勤役員等については、報酬を支給しないこととする。ただし、交通費は、
<旅費規程>に基づき、旅費を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表1に定める額
 - (2)賞与については、別表2に定める額
 - (3)退職手当については、埼玉県社会福祉事業共助会の退職共済事業規程による算出される額
 - (4)通勤手当については、<賃金規程第30条>の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める<旅費規程>に基づき、旅費を支給する。
- 3 非常勤役員等に対する職務のための交通費は、別表3の通り支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1)報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、<賃金規程第7条>に準じた日とする。
 - (2)賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

別表1

常勤役員等の報酬：理事長 月額 200万円以下 ・ 常務理事 月額 200万円以下

別表2

常勤役員等の賞与：1回あたり、報酬月額×2か月分

別表3

非常勤役員等の交通費：3千円/回（この額を超える場合は実費とする）